

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第5項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第5項、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の6第3項及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第46条の8の7第3項の規定に基づき、税関出張所及び税関支署出張所（以下「税関出張所等」という。）の管轄並びに税関官署の長に委任する権限の範囲等について、令和5年10月1日から適用することとしたので、以下のとおり公告する。

この実施に伴い、税関出張所及び税関支署出張所の管轄並びに税関官署の長に委任する権限の範囲等（令和4年9月28日掲示第245号）については、廃止する。

なお、芝浦出張所の廃止に伴い、廃止までに同出張所長に委任されていた権限により行った処分並びに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定並びに法令の規定による申告又は申請が同出張所によって受理され、かつ、これに対する税関の処理が未了となっているものに関する権限については、税関長が承継するものとする。

令和5年9月27日

東京税関長 源新 英明

1. 税関出張所等の管轄

税 関 出 張 所 等 名	管 轄
酒田税関支署 山形出張所	山形県のうち 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、東置賜郡、西置賜郡
東京税関 前橋出張所	群馬県 埼玉県のうち 秩父市、本庄市、深谷市、秩父郡、児玉郡、大里郡
東京税関 東京航空貨物出張所	千葉県のうち 市川市（原木及び原木1丁目から原木4丁目までに限る。）
東京税関 成田航空貨物出張所	千葉県のうち 成田市、香取郡のうち多古町及び山武郡のうち芝山町（これらの地域のうち成田国際空港においては、成田空港官庁合同庁舎及び保税地域に限る。）
東京税関 東京外郵出張所	東京都江東区新砂3丁目のうち 郵便法第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内

<p>東京税関 大井出張所</p>	<p>東京都のうち 港区（港南に限る。） 品川区（八潮、勝島及び東品川に限る。） 大田区（東海、平和島、京浜島、昭和島及び城南島に限る。）</p>
<p>東京税関 立川出張所</p>	<p>埼玉県のうち 所沢市、飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡 東京都のうち 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡</p>
<p>新潟税関支署 東港出張所</p>	<p>新潟県のうち 新潟市北区、新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡</p>
<p>新潟税関支署 新潟空港出張所</p>	<p>新潟県新潟市のうち 新潟空港</p>
<p>新潟税関支署 柏崎出張所</p>	<p>新潟県のうち 長岡市（小国町相野原、小国町新町、小国町大貝、小国町小国沢、小国町上岩田、小国町上新田、小国町上谷内新田、小国町桐沢、小国町小栗山、小国町苔野島、小国町下新田、小国町諏訪井、小国町武石、小国町太郎丸、小国町千谷沢、小国町七日町、小国町檜沢、小国町二本柳、小国町八王子、小国町原、小国町法坂、小国町法末、小国町三桶、小国町森光、小国町山野田、小国町横沢に限る。）、柏崎市、刈羽郡</p>
<p>新潟税関支署 直江津出張所</p>	<p>新潟県のうち 十日町市（会沢、苧平、荒瀬、池尻、池之畑、犬伏、浦田、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、木和田原、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、竹所、田野倉、千年、寺田、峠、中子、名平、奈良立、福島、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、松之山、松之山赤倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山新山、松之山五十子平、松之山猪之名、松之山大荒戸、松之山上鰻池、松之山観音寺、松之山黒倉、松之山小谷、松之山坂下、松之山沢口、松之山下鰻池、松之山坪野、松之山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉、松之山古戸、松之山松口、松之山三桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田、室野、孟地、蓬平に限る。）、糸魚川市、妙高市、上越市</p>

2. 税関出張所等の長に委任する権限の範囲

(1) 関税法施行令第92条第1項第2号以外に税関出張所等の長に委任する権限

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所						支 署 出 張 所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
(関税法関係)													
1	災害等による申請等の期限の延長	関法第2条の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	船用品目録に記載すべき事項の入港前の報告要求	関法第15条第4項										○	○
3	積荷に関する事項の報告要求	関法第15条の2第1項			○					○	○	○	○
4	旅客に係る予約情報等の報告要求	関法第15条第12項、第14項 関法第15条の3第4項、第5項 関法第20条第3項、第4項 関法第20条の2第5項、第6項						○	○	○			
5	出港前報告に係る船卸許可申請がなされた貨物に対する船卸許可	関法第16条第3項										○	○
6	出港の許可	関法第17条第1項							○	○		○	○
7	不開港への出入の許可	関法第20条第1項						○	○	○		○	○
8	外国貨物である船用品又は機用品の積込承認	関法第23条第1項				○		○	○	○		○	○
9	内国貨物である船用品又は機用品の積込承認	関法第23条第2項						○	○	○		○	○
10	外国貨物である船用品又は機用品の積込みの期間の延長	関法第23条第4項				○		○	○	○		○	○
11	外国貨物である船用品又は機用品の減却の承認	関法第23条第6項ただし書						○	○	○		○	○
12	指定地外交通又は貨物の積卸しの許可	関法第24条第1項						○	○	○		○	○
13	貨物の授受を目的とする船陸交通の許可	関法第24条第2項							○	○		○	○

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所						支 署 出 張 所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
14	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との間の交通の許可	関法第24条第4項						○	○	○		○	○
15	他所蔵置の許可	関法第30条第1項第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	見本の一時持出の許可	関法第32条 関法第36条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	指定保税地域又は保税蔵置場における貨物取扱いの許可	関法第40条第2項 関法第49条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	保税地域の貨物収容能力の増減等の届出に係る事項を実施するに際しての必要な措置の要求	関法第44条第2項 関法第62条 関法第62条の7 関法第62条の15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	保税地域の貨物収容能力の増減等の届出の際添付図面を省略させることができる場合の認定	関令第37条ただし書 関令第51条 関令第51条の8 関令第51条の15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	保税地域等にある外国貨物の減却の承認	関法第36条 関法第41条の3 関法第45条第1項ただし書 関法第62条 関法第62条の7 関法第62条の15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間の延長	関法第43条の2第2項 関法第62条 関法第62条の15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認の際の検査	関法第43条の4 関法第62条 関法第62条の15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	保税蔵置場に承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定をする場合の検査	関法第43条の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所						支 署 出 張 所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
24	保税工場における保税作業の開始を口頭で届け出ることができる場合の認定	関令第45条第1項ただし書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
25	保税工場又は総合保税地域における内外貨混合使用の承認	関法第59条第2項 関法第62条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
26	保税工場又は総合保税地域外における保税作業の許可	関法第61条第1項 関法第62条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
27	保税工場、保税展示場又は総合保税地域外における保税作業等の許可に際し条件を付すること	関令第49条第2項 関令第51条の6第2項 関令第51条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
28	保税工場、保税展示場又は総合保税地域外における保税作業等の許可の際指定した期間又は場所の変更	関令第49条第3項 関令第51条の6第2項 関令第51条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
29	保税工場又は総合保税地域外における保税作業の許可に際し担保を提供させる場合の認定	関法第61条第2項 関法第62条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
30	保税工場、保税展示場又は総合保税地域以外の場所における保税作業等のため外国貨物を保税工場等から搬出する際の検査	関法第61条第3項 関法第62条の7 関法第62条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
31	指定保税工場等の報告書記載事項の調整	関令第49条の2第2項 関令第51条の15	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
32	保税工場又は総合保税地域に備える帳簿の記載事項の一部を省略させることができる場合の認定	関令第29条の2第3項 関令第50条第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
33	供託に代わる契約に関する確認書の交付、契約解除その他の処分	関法第69条の6第5項 関法第69条の15第5項 関法第69条の20第6項 関令第62条の7 関令第62条の21 関令第62条の25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所					支 署 出 張 所					
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
34	権利の実行に関する申立ての受付、確認書の交付、有価証券の換価その他の処分	関法第 69 条の 6 第 7 項 関法第 69 条の 15 第 7 項 関法第 69 条の 20 第 8 項 関令第 62 条の 8 関令第 62 条の 22 関令第 62 条の 25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	供託された金銭等の取戻しに係る確認、承認その他の処分	関法第 69 条の 6 第 8 項、第 9 項 関法第 69 条の 15 第 8 項、第 9 項 関法第 69 条の 20 第 9 項、第 10 項 関令第 62 条の 9 関令第 62 条の 23 関令第 62 条の 25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	貨物の収容とその公告	関法第 80 条第 1 項、第 3 項			○								
37	貨物の蔵置期間の短縮と所有者等への通知	関法第 80 条第 2 項、第 3 項後段			○								
38	収容の解除の承認	関法第 83 条第 1 項			○								
39	収容又は留置貨物の公売とその公告	関法第 84 条第 1 項 関法第 88 条			○								
40	公告公売に記載すべき事項の認定	関令第 72 条第 1 項 関令第 81 条 関令第 98 条			○								
41	公売までの公告期間の短縮	関令第 72 条第 2 項 関令第 81 条 関令第 98 条			○								
42	貨物の収容又は留置期間の短縮	関法第 84 条第 2 項 関法第 88 条			○								
43	貨物の収容又は留置期間を短縮したときの所有者等への通知	関法第 84 条第 1 項後段 関法第 88 条			○								
44	公売参加者の制限及び身分に関する証明の要求 (1) 制限 (2) 証明の要求	関令第 73 条第 1 項、第 3 項 関令第 81 条 関令第 98 条			○								

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所						支 署 出 張 所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
45	公売参加不適格者が行った入札の無効決定	関令第73条第2項 関令第81条 関令第98条			○								
46	入札保証金の納付命令又は納付を要しないことの決定	関令第74条第2項 関令第78条第3項 関令第81条 関令第98条			○								
47	公売予定価格の決定	関令第74条第3項 関令第81条 関令第98条			○								
48	公売予定価格の公告又は掲示	関令第74条第4項 関令第81条 関令第98条			○								
49	入札保証金を国庫帰属する旨の公告	関令第74条第9項 関令第81条 関令第98条			○								
50	複数の落札者の決定	関令第76条 関令第81条 関令第98条			○								
51	再公売の決定	関令第76条の2第1項 関令第81条 関令第98条			○								
52	再公売の際の公売条件の変更	関令第76条の2第2項 関令第81条 関令第98条			○								
53	随意契約による売却の決定	関法第84条第3項 関法第88条 関法第133条第3項			○								
54	随意契約により売却する場合の予定価格の決定、見積書の徴取	関令第78条第1項 関令第81条 関令第98条			○								
55	随意契約により売却する場合の契約書の作成	関令第78条第2項 関令第81条 関令第98条			○								

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所					支 署 出 張 所					
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
56	随意契約により売却する場合の契約書の作成の省略等	関令第78条第4項 関令第81条 関令第98条			○								
57	収容又は留置貨物の廃棄及びその公告	関法第84条第5項 関法第88条 関法第133条第3項 関令第79条 関令第81条			○								
58	公売代金等の残金の供託	関法第85条第3項 関令第80条第3項			○								
59	旅客等の携帯品の留置	関法第86条第1項			○			○	○		○	○	
60	原産地を偽った表示等がされている貨物の留置	関法第87条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61	関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理	関法第94条の2第3項 関法規第10条第7項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	税関事務管理人届出書及び税関事務管理人解任届出書の受理	関法第95条第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	指定保税地域に係る手数料の軽減又は免除	関法第101条第1項					○						
64	不開港入港に係る手数料の軽減又は免除	関法第101条第3項										○	○
65	災害等による手数料の還付、軽減又は免除	関法第102条の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	輸入者に対する調査の事前通知等	関法第105条の2	○		○								
67	犯則貨物等を保税地域に入れる期間の指定	関法第118条第5項ただし書						○					
68	領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の還付	関法第134条第1項 暫定法第15条 臨特法第11条第3項 コンテナー特法第20条							○				
69	領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の還付ができない場合の公告	関法第134条第2項 暫定法第15条 臨特法第11条第3項 コンテナー特法第20条							○				

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。



番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所					支 署 出 張 所					
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
70	通告処分	関法第146条第1項 暫定法第15条 臨特法第11条第3項 コンテナー特法第20条						○					
71	告発	関法第144条 関法第145条 関法第146条第1項、第2項 関法第147条 暫定法第15条 臨特法第11条第3項 コンテナー特法第20条						○					
(関税定率法関係)													
72	滅失、変質又は損傷貨物に係る届出事項の確認及び確認書の交付	関定令第3条の2第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73	製造用原料品等と同種の原料品を混合使用することの承認	関定法第13条第4項 関定法第19条第2項 暫定法第9条の2第4項	○	○	○			○	○	○	○	○	○
74	同種の原料品を混合使用することの承認申請を一括して行うに際し記載事項の一部を省略させることができる場合の認定	関定令第8条第2項後段 関定令第49条 暫定令第33条の6第2項後段	○	○	○			○	○	○	○	○	○
75	製造用原料品等に関する帳簿の記載事項の一部を省略させることができる場合の認定	関定令第12条第2項 関定令第49条 関定令第53条第4項 暫定令第33条の11第2項	○	○	○			○	○	○	○	○	○
76	減税、免税若しくは軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた製造用原料品等の用途外使用の承認	関定法第13条第6項ただし書 関定法第19条第2項 関定法第20条の2第2項ただし書 暫定法第9条の2第6項ただし書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77	減税、免税若しくは軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物の滅却の承認	関定法第13条第7項ただし書 関定法第17条第5項 関定法第18条第3項後段 関定法第19条第4項後段	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税 関 出 張 所						支 署 出 張 所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
		関定法第20条の2第3項後段 暫定法第9条の2第7項ただし書											
78	特定用途免税、再輸出免税又は軽減税率適用貨物の使用状況報告の要求	関定令第26条第4項 関定令第37条第2項 関定令第60条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79	再輸出期間の延長の承認及び期間の指定	関定法第17条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80	製造用原料品等の製造工場の承認	関定法第19条第1項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
81	製造用原料品の製造に係る期間の指定	関定法第19条第1項 関定法第19条第3項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
82	輸出されなくなった場合等の輸出済の証明書の是正及び返付	関定令第54条の2第5項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
83	課税原料品を保税工場等に入れることの承認	関定法第19条の2第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
84	輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間の延長の承認	関定法第19条の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
85	搬入期間を超えることについての承認及び期間の指定	関定法第20条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
86	違約品等の廃棄の承認	関定法第20条第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
87	関税の軽減、免除等を受けた物品の転用の確認	関定法第20条の3第1項 暫定法第10条の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(関税暫定措置法関係)													
88	減税又は免税を受けた貨物等の業務報告書又は使用状況報告書等の提出要求	暫定令第8条 暫定令第10条 暫定令第33条第4項、第6項、第8項、第11項、第13項、第15項、第17項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
89	加工又は組立てのための貨物の再輸入期間の延長の承認及び期間の指定	暫定法第8条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	用途外使用とされてない用途に供することの承認	暫定法第10条ただし書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
91	用途外使用の承認の際の物品確認	暫定令第34条第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税関出張所						支署出張所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
	場所の指定												
(臨特法関係)													
92	免税物品の滅失の承認	臨特法第8条ただし書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
93	製品検査書の交付	臨特令第8条第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
94	無許可譲受物品等の保税地域への搬入命令及び期間の指定	臨特法第12条第4項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
95	無許可譲受物品等の保税地域への搬入及び保管費用等の徴収	臨特法第12条第5項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
96	搬入命令書の受領拒否等の際の公告	臨特令第13条の2第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
97	合衆国軍隊の所有する物品を差押え等した場合の合衆国軍隊への引渡し	臨特法第14条第1項、第2項						○					
(相互防衛協定関係)													
98	資材等の政府への引渡期間の指定及び滅失の承認	相互防衛法第2条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
99	製品検査書の交付	相互防衛令第5条第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
(自家用自動車特例法関係)													
100	免税車両等の滅却の承認	自動車特法第5条第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
101	居住者に免税車両を運転させることの承認	自動車特令第5条第1項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
102	免税車両等についての使用状況報告書の提出要求	自動車特令第6条第3項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
(コンテナ特例法関係)													
103	免税コンテナ等の再輸出期間の延長の承認	コンテナ特法第4条	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
104	免税コンテナ等の用途外使用等の承認	コンテナ特法第4条ただし書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
105	免税コンテナ等の滅却の承認	コンテナ特法第5条第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
106	免税コンテナ等に係る帳簿の記載事項の一部を省略させることができる場合の認定	コンテナ特令第8条第2項		○	○		○				○		

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

番号	委任事項	根拠法令	税関出張所						支署出張所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
107	コンテナの個別承認	コンテナ特法第13条第1項		○	○		○				○		
(ATA特例法関係)													
108	通関手帳による輸入貨物の再輸出期間延長の承認及び期間の指定	ATA特法第4条ただし書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
109	保証団体による通関手帳の確認を要しないことの承認	ATA特令第3条第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 税関官署の長に委任しない権限

番号	委任しない事項	根拠法令	税関出張所						支署出張所				
			前橋	東航	成航	東外	大井	立川	山形	新潟空港	東港	柏崎	直江津
1	検査場所の指定	関法第69条第1項 関法第75条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	輸出してはならない貨物の没収、廃棄。ただし、関税法第69条の2第1項第3号及び第4号に掲げる貨物に係るものを除く。	関法第69条の2第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	輸入してはならない貨物の没収、廃棄又は積戻しの命令。ただし、関税法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に係るものを除く。	関法第69条の11第2項	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
4	プラント貨物の輸出（積戻しを含む。）の許可	関法第67条 関法第75条				○	○						
5	輸出物品に係る消費税の徴収	消費税法第8条第3項	○	○	○	○	○				○		
6	免税酒類に係る酒税の徴収	租特法第87条の6第3項	○	○	○	○	○				○		

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。

本表中官署名及び法令名は、次の略称による。

前橋	東京税関前橋出張所
東航	東京税関東京航空貨物出張所
成航	東京税関成田航空貨物出張所
東外	東京税関東京外郵出張所
大井	東京税関大井出張所
立川	東京税関立川出張所
山形	東京税関酒田税関支署山形出張所
新潟空港	東京税関新潟税関支署新潟空港出張所
東港	東京税関新潟税関支署東港出張所
柏崎	東京税関新潟税関支署柏崎出張所
直江津	東京税関新潟税関支署直江津出張所
関法	関税法
関令	関税法施行令
関法規	関税法施行規則
関定法	関税定率法
関定令	関税定率法施行令
暫定法	関税暫定措置法
暫定令	関税暫定措置法施行令
臨特法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律
臨特令	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令
相互防衛法	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律
相互防衛令	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令
自動車特法	自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
自動車特令	自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令
コンテナ特法	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
コンテナ特令	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令
ATA特法	物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
ATA特令	物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令
租特法	租税特別措置法

(注) 税関出張所及び支署出張所の欄中、○印は委任区分を示す。